

令和2年3月3日

町民の皆さんへ

古殿町長 岡部 光徳

(公印省略)

公共施設の休館及び事業の中止について(通知)

町では、国の新型コロナウイルス感染症の集団感染の防止に関する声明を受け、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る町主催イベントの中止等及び公共施設の休館に関する指針」を策定しました。

この指針を踏まえ、下記の公共施設の休館及び3月に開催される裏面の事業・会議等を中止とすることにいたしました。

町民の方にはご不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

記

新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐため休館となる施設

(休館となる期間は 3/4～3/31 まで)

- 町公民館 ●町図書館 ●郷土文化保存伝習施設(ふるさとセンター)
- 町民体育館(やぶさめアリーナ) ●勤労者体育センター ●屋内ゲートボール場
- 町民水泳プール ●女性若者等活動促進施設(体育館)
- 健康管理センター運動指導室(トレーニングルーム)

裏面もご覧ください

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る町主催イベントの中止等 及び公共施設の休館に関する指針

1. 基本方針

町主催(町が共催、後援等のイベントを含む。)の不特定多数の参加者によるイベント等は、原則中止又は延期とする。また、重症化リスクの高い方の参加が見込まれるものや狭い空間で実施するもの、飛沫感染等の可能性が高いイベント等も原則中止又は延期する。

2. 施設の休館に関する指針

感染症の患者が町内又は近隣市町村で発生する等感染の危険性が高まった場合は、感染拡大を防止する意味から、町施設の利用を全て又は一部を中止することがある。

3. イベント等の開催、施設の開館時の指針

- (1) 発熱、せき・くしゃみ等の呼吸器症状がある場合は、イベント等への参加又は施設の利用を控えてもらう。
- (2) 参加者、利用者に、マスクの着用、手洗い、手指への消毒、咳エチケットの励行などを事前に協力依頼する。
- (3) 会場や施設の入りに手指消毒の資材等を配置する。
- (4) 屋内で実施する場合は、主催者がこまめに換気する。
- (5) 不特定多数の方が触れるドアノブ等はこまめに消毒する。
- (6) 屋内の狭い空間に多くの人が集う時など、場合によっては参加者を縮小する。

4. 町民への協力依頼

町以外の地域や各種団体等の主催によるイベント等についても、本指針に準じた扱いとするよう協力を求めるものとする。

5. 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和2年3月31日までとする。

6. 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

7. 附 則

この指針は、令和2年3月4日から施行する。